令和6年第2回八雲町議会定例会会議録(第2号)

令和6年6月6日

〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 1 号 八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特

定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 2 号 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 号 工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 5 号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第 6 号 財産の取得について

日程第 8 議案第 7 号 財産の取得について

日程第 9 議案第 8 号 財産の取得について

日程第10 議案第9号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第11 議案第10号 辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第12 議案第11号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

〇出席議員(13名)

1番 赤 井 睦 美 君 2番 佐 藤 智 子 君

3番 横 田 喜世志 君 4番 大久保 建 一 君

5番 関 口 正 博 君 6番 宮 本 雅 晴 君

7番 倉 地 清 子 君 8番 三 澤 公 雄 君

10番 安 藤 辰 行 君 11番 斎 藤 實 君

12番 能登谷 正 人 君 副議長 13番 黒 島 竹 満 君

議長 14番 千葉 隆君

〇欠席議員(1名)

9番 牧 野 仁 君

〇出席説明員

山市机切员						
町 長	岩	村	克	詔	君	副町長成田耕治君
総務課長 供選挙管理委員会事務局長	竹	内	友	身	君	財務課長川崎芳則君
政策推進課長	Ш	П	拓	也	君	政策推進課参事 戸 田 淳 君
会計管理者兼会計課長	佐	藤		尚	君	危機対策課長 田中智貴君
住民生活課長	相	木	英	典	君	保健福祉課長 石 黒 陽 子 君
農 林 課 長 併農業委員会事務局長	石	坂	浩フ	太郎	君	商工観光労政課長 井 口 貴 光 君
建 設 課 長 兼公園緑地推進室長	藤	田	好	彦	君	環境水道課長 横田盛二 君
水 産 課 長	吉	田	_	久	君	落部支所長 阿部雄一君
教 育 長	土	井	寿	彦	君	学校教育課長 兼学校給食センター長 三坂亮司 君
学校教育課参事	池	田	忠	寛	君	社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長
体 育 課 長	伊	藤		勝	君	
監査委員	千	田	浩	文	君	
総合病院事務長	竹	内	伸	大	君	総合病院庶務課長 長谷川 信 義 君
総合病院医事課長	加	藤	貴	久	君	総合病院地域医療連携課長 佐々木 裕 一 君
消 防 長	堤	口		信	君	八雲消防署長 河 井 治 彦 君
八雲消防署庶務課長	中	野	悟	司	君	八雲消防署予防課長 小林伸也 君
八雲消防署警防救急課長	関		晃	弘	君	
【熊石総合支所・)	熊石勢	数育 雪	事務月	近・負	长石消	坊署・熊石国保病院】

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長

兼地域振興課長田村春夫君地域振興課参事小笠原 一信君併熊石教育事務所長住民サービス課長北川 正 敏 君 産 業 課 長 佐々木 直 樹 君 熊石消防署長 藤 村 勉 君 熊石国保病院事務長 福 原 光 一 君

〇出席事務局職員

 事務局長
 野口義人君
 併議会事務局次長
 成田真介君

 供監查委員事務局長
 新地惠梨花君

◎ 開議宣告

○議長(千葉 隆君) おはようございます。傍聴席の皆さんご苦労様でございます。 ただいまの出席議員は13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(千葉 隆君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に佐藤智子さんと三澤公雄君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- ○議長(千葉 隆君) これより局長に諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(野口義人君) おはようございます。

ご報告いたします。本日の会議に牧野仁議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(千葉 隆君) 日程第2一般質問を行います。

質問は昨日に引き続き、あらかじめ定められた順により各々45 分以内に制限してこれを 許します。

それではまず大久保建一君の質問を許します。

- ○4番(大久保建一君) 議長、大久保。
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) おはようございます。

それでは質問します。少子化対策として婚活を。

民間組織、人口戦略会議は今年4月に消滅可能性自治体を発表しました。

北海道内では 65%の 117 市町村が 2050 年には消滅する可能性があるとされました。もちろん八雲町もその中に入っており、自治体の存続と、社会生活を続けていくためには少子化対策は日本全体の急務である。

八雲町はこれまで、子どもの医療費や給食費の無料化など先進的な子育て支援を進めてきました。これらの事業は間違いなく必要であり、議会としても求めてきたものではありますが、少子化対策としては間接的であり、少子化の改善には至っていません。

そこで根本的な対策として、婚活に対する支援をしてはどうでしょうか。婚姻率が高まることは、町にとって様々な意味において良いことしかないと思います。婚活アプリ運営

会社や婚活情報誌出版社等との協力関係を構築し、婚活イベントの開催や町公認アプリ利 用料の負担助成など、自治体としてできることはあると思いますが、町長の考えを伺いま す。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 大久保議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

少子化対策の一環として婚活支援は一つの施策であると認識しております。

とりわけ、婚活イベントの開催については、地域社会の活性化と結婚希望者の出会いの場を提供するための有効な手段の一つであり、各地では様々な形態のイベントが実施され、これらは、自治体やNPO法人、民間企業等との連携により、多様なニーズに応じたプログラムが展開されているところです。

八雲町でも農婚、漁婚など過去の開催実績はありますが、ここ7年ほどは開催されておりません。今後の開催については、趣味や興味を共有するグループでの交流会や、地域の特徴を活かした体験型イベントなど、参加しやすいイベントとなるよう、関係機関と連携することや、事業者と検討することが必要になると考えております。

また、婚活アプリ利用料の助成についてですが、デジタル技術の進展に伴い、婚活アプリは現代の出会いの手段として重要な役割を果たしています。しかし、安全性や信頼性が確保されたアプリであるのか、婚活イベントの開催と並行して実施する必要があるのかなど、助成の有無については慎重に検討しなければなりません。

さらに、これらの取り組みを効果的に進めるためには、広報活動や啓発活動も重要です。 結婚や家庭生活の魅力を伝えるキャンペーンや、成功事例の紹介などを通じて、多くの方々 に結婚への関心を持っていただくことが必要であると考えます。

実施に向けては様々な課題や考え方があるかと思いますが、効果的な政策となるよう研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○4番(大久保建一君) 議長、大久保。
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) 前向きな答弁と捉えました、私は。

ただ、町長にご提案したいのはですね、答弁にあったとおり、婚活アプリはどうしても 安全性、このアプリが本当に信用できるのだろうかだとか、本当に出会えるのだろうかと いうことが一番問題になると思うので、そこで町長にお願いしたいのが、町長、営業が得 意ですよね、企業訪問でいろんなところへ行っていますよね。

そこで、婚活アプリの会社と業務提携をして、町が公認する安全なアプリの推奨というのを是非やっていただけないかなと思うんです。町長が言ったとおり、婚活というのは、今、最近、ある生命保険の調査なんですが、最近1年間で結婚した方々の出会いの場はどこですかという調査で25%が職場の同僚なんです。同じく1位の25%が婚活アプリなんです。その二つで50%を占めるんです。だから婚活アプリは今ものすごく若い人達が活用して結婚の有効な手段にはなっているんですけれども、どうしてもその障害になるのが町長

のおっしゃるとおり、このアプリは安全なのかどうか、本当にこれで出会えるのかどうか が一番不安なんです。

なので、是非とも町長の豊富な経験の企業訪問の力を、アプリ運営会社と業務提携をして、八雲町公認のアプリ、それを是非つくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克韶君) 八雲町で、そういうアプリを作るのは考えていたことはなかったんですが、ただ、今、八雲町として、前回の議会でも、特に能登半島地震から災害ということでいろんな要望がありました。その中で我々としても災害用のアプリを今作ろうということで、ある会社と進めていますので、それでも災害のアプリでもそんなに高いものではなかったなというのは意識がありますので、これはまた婚活アプリに活用できるのか、さらに婚活アプリの安全性とか、その辺も民間企業にですね、聞きながら是非作ってみたいと思っています。ただ、金額だとかそういうのはまだまだ私としても掴んでいないので、その辺是非近々、そういう企業やいろんな団体と相談しながら進めてみたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
- ○4番(大久保建一君) 議長、大久保。
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) 町長はかなり前向きにというか、飛び過ぎてるというか、私が思っているのは婚活アプリを八雲町専用のアプリを作れということではなくて、実際に今現在あるアプリ会社と提携して、たとえば八雲町の人が出合いやすいページを作っていただくとか、ということくらいでいいと思うんです。

ちなみにお伺いしたいんですが、八雲町の組織の中で、婚活といったら担当部署はどこ になるんでしょうか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 今、婚活のですね、イベントとかやったときは、農婚であったら 農業や、漁業だとか、また商工会を絡んだら商工ということで、安定してなかったという ことであります。

ただ、今の答弁については住民生活課で答弁を考えながらやっていますが、ちょっと住民生活課でもないだろうなって思いながら、これから町として婚活をしっかりと継続的にやる必要があるだろうと思っていますし、大久保議員さんがおっしゃっているとおり、今、アプリに町独自のそんな感じでできるかも、自分はどちらかといったら、どんどんやってみたいということが先に行きますから、言われたらすぐにやれってものを持っていますが、ちょっとその辺も研究しながら、ただ担当かも、今のところ住民生活課でないような気も、政策になるのか、ちょっと内部的にきちんとした対応ができるような部署を早急に考えてみたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

- ○4番(大久保建一君) 議長、大久保。
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) ありがとうございます。

今、行政は町民の幸せを願って様々な場面で、生まれてから死ぬまでいろんな部分で関わってきてると思うんです、行政が。生まれて育って、教育を受けて、結婚して、子どもを産んで、老後を迎えて亡くなるいうことに、ほとんどに行政が関わっていると思うんです。

ただその中の結婚と、昨日、佐藤さんが質問した終わるときの終活、婚活と終活はまだちょっとあまり携わっていないと思うんですね、だからそこはきちんと担当部署を決めてやっていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

さっき赤井さんから聞いたんですが、今月、6月5日に発行された広報八雲、私が知る限りでは初めて結婚した方の紹介がゼロだったんですね。これは本当に危機的な状況だと思います。

今日の北海道新聞にも出生率が北海道が全国で2番目に低い1.06でした。それと同時に書いていた、原因となるのは結婚の晩婚化だと。八雲町というか北海道は男性も女性も結婚する年齢、30ですよ、ほぼ30歳です。だから二人目三人目って、子どもを作っていこうって、いくら子育て支援を考えても結婚する年齢が遅いですし、出会えるきっかけがないのかもしれないけれども、そこら辺を改善していかない限りは、いくら子育て支援をしても、入り口である結婚が進まない限りはなかなか改善しないと思いますので、そこをどうか組織的に取り組んでいくためには、担当部署をきちんと決めて、婚活並びに、佐藤さんが言っていた終活なんかは取り組んでいただきたいと思っております。

それともう一つご提案したいのが、八雲町は移住政策としてU・Iターンで助成金を出しましたよね。あれの条件は就業ということが入っていると思いますが、八雲町のたとえば旦那さん、またはお嫁さんに嫁いでくる人に、専業主婦でもいいです。そういう方にはこの助成は当てはまらないんですか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 嫁いでくる人は、我々の感覚というか、今までの関連でいくと、 仕事ではないということで就職にならないので、当てはまらないことになります。
- ○4番(大久保建一君) 議長、大久保。
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) そうなんです。当てはまらないんです。ただ、今、世の中の流れとしたら主婦も立派な職業として認められています。八雲在住の人のところに嫁いできて結婚するということは十分に人口が増えることにもなるし、またその人が子どもを産むかもしれないという可能性を更に秘めている。だから普通の働きに来る人以上に価値があるといったらちょっと語弊がありますが、可能性を秘めている方なので、その方に助成をしていくのも一つの面白い手立てだと思いますが、町長はどう考えますか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 大久保議員ですね、ちょっとその辺は考えたことはなかったんですが、おっしゃっているとおり、先ほど言ったとおり、我々の今までの考え方というか、流れからいったら結婚したことが、奥さんになることが、嫁さんになることが仕事にあたりませんが、設計というか、ちょっと我々もいろんなことを変えていくとしたら、その辺は私も仕事に、家庭のやることも仕事になるだろうということは、私も認識としてはありますので、その辺、すぐにできるというのはありませんが、持ち帰って協議してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○4番(大久保建一君) 議長、大久保。
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) 是非、そこら辺は検討していただきたいとは思います。

あと先ほど町長が答弁の中で触れた農婚だとか各種婚活のイベント、できたら職員の負担もありますしね、今後はできれば八雲町で、たとえばパノラマパークの上などで関係のある小学館さんや、あぁいうプロの手を一つ借りてですね、イベントをやるプロは、やっぱりちょっと職員が頑張るのは違うと思うので、そういうプロの人たちの手を借りて運営していくのも一つの手だと思いますので、その辺も是非お願いしたいと思います。

町長から前向きなお答えをいただいたので、これは以上で十分考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

二番目に入りたいと思います。犯罪被害者等支援条例の制定を。

2005 年に施行された、犯罪被害者等基本法では、犯罪被害者や、その家族を支援するため、その権利保護を地方自治体の責務と規定しましたが、八雲町には未だその関係条例が制定されていないのではないでしょうか。

犯罪は起きないことが理想であるが、備えとして八雲町にも犯罪被害者等支援条例を制定するべきと考えますが、町長の考えを伺います。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 大久保議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念が定められている ほか、国の責務についても定められ、また、大久保議員おっしゃるとおり、地方公共団体 の責務が同様に規定されております。

基本法の趣旨からすると、犯罪被害者等の支援には、国、都道府県、そして市町村の3者が一体となって支援を行うことが、犯罪被害者の権利・利益の保護に必要であると考えます。北海道内における条例制定の状況については、昨年10月の時点で18の市町村が制定しており、そのうち、10の自治体が令和4年4月以降に制定し、法律の施行後20年ほどが経過しておりますが、近年、道内自治体の犯罪被害者支援の機運が高まっているとろであります。

現在、八雲町では条例は制定しておりませんが、昨年度から八雲警察署の要請もあり、 検討してきたところでありますが、今後に向けては、犯罪被害者支援の具体的な方法及び 条例制定について、前向きに検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

- ○4番(大久保建一君) 議長、大久保。
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) 前向きに今後、検討していくということで作られていくんだろうと思いますが、じゃあなぜここまで遅れているのかというのをお聞きしたいと思います。 2005年に施行されてから、ここまで施行されていない。なぜここまで時間がかかってしまうのでしょうか。

それともう一つお聞きしたいのが、こういう地方自治体の責務が定められた法律がありながら、まだ条例が未制定の事例というのはこれのほかにあるんでしょうか。

- ○住民生活課長(相木英典君) 議長、住民生活課長。
- ○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(相木英典君) 遅れた要因ということでありますが、八雲町といたしましてはですね、他の市町村の動向を見ているとか、先ほど町長答弁でもありました 18 の市町村が制定していて、10 の自治体が 4 年 4 月以降、裏を返したら 8 の自治体がそれ以前に作られているということであります。

ちょっと確認いたしますと、本別町で平成20年に、皮切りに条例が作られているかというふうに認識をしておりますが、当時その八雲町といたしましては市町村の動向を見ていたということなんじゃないかなというふうに思います。

また近年、こういう気運が高まったということは近、年の犯罪の悪質性というか、理不 尽の犯罪が多く発生しているというところであって、道内の自治体でも制定する状況が増 えてきているということであります。

またほかに条例を制定していないものがあるかということについてはですね、現時点では確認をしておりません。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) ほかの部分での条例制定に関して未制定の部分はないかというご質問ですが、今、住民生活課長から答弁のあった、住民生活課に限っては今の答弁ですが、役場全体として考えた場合にも、こういった市町村の責務は定められていますけれども、条例を制定していないというのが、改めて調査とかはしておりませんので、全体的な把握はできていない状況にございます。
- ○4番(大久保建一君) 議長、大久保。
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) 正直に今の答弁は私は非常に残念に感じました。この基本法第 5条には、地方自治体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとはっ きりと書かれているんです。それが周りの自治体の動向を見なければ、周りの自治体が始

めなければ、八雲町もその条例を制定しないスタンスということなんでしょうか。そういうスタンスでいくんですか、これからも。それはおかしいかなと思います。町長はその辺どう思いますか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) この条例については、私の考え方は、こういうことが町内で頻繁に起きるとか、何かあったときには急務を、そして条例制定したと思います。そういうことがなかなか起きなかったということもあり、多分、今の状態になったというのが考えられます。

ただ大久保議員さんがおっしゃっているとおり、そういうことは速やかに、これからは 条例制定して、きちんといろんなことに対応できる町が正しいだろうと、大久保議員さん がおっしゃるとおりでありますので、これからも国やいろんなところから条例の制定があ った場合には速やかに制定していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。 〇4番(大久保建一君) 議長、大久保。

- ○4番(大人保建一君) 議長、大人保
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) 町長からそのようなお考えを伺えて安心しました。是非とも行政だからって横並びという部分で、周りの出方を伺って始めるということではなくて、本当に必要なのであれば、やらなければならないのであればやるし、町長おっしゃいました、確かにそうなんです、北海道とかは凶悪犯罪が少ないから制定している市町村が少ない、そのとおりなんですよ。だけど起きてしまったら、条例がなければ、たとえば給付金なんか支給できないですよね、条例がないから。だから起きてから考えたのでは、起きてしまったケースは救えないってことになるので、そこは起きる前に是非ともやっていただきたい。

高速道路もできました、八雲町は5号線も抱えています、これから新幹線もできます。 移動のスピード化はまだまだあって、流動人口はそれでなくても、施策を行わなくても増えていくので、八雲町の人だけの問題ではなくて、他所から入ってきた人たちに犯罪を起こされる場合もあるので、是非そこは早急に考えていただきたいと思います。

国のほうも、こういう犯罪被害者等に給付するような制度はあるんですが、どうしても 国は時間がかかってしまうので、犯罪が起きてから給付まで、平均で9か月かかってるん です。なので、それを救うために、その間少しでも足しになっていただくようにというこ とで作る制度だと思いますので。

それと各市町村、今、制定されている条例がありますが、そういう被害者に対してお金を給付する自治体、また給付しない自治体、二種類あると思いますが、八雲町は是非、北 斗市だとか長万部町と同じように、何かしら給付するような自治体を選んでいただきたい と思いますが、町長はどのように考えますか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 今の条例の制定のときには、やはり給付するということが前提だと考えています。ただ金額だとかについては内部的にまた協議しながら、大久保議員さんですね、私もどちらかというと横並びというのはあまり好きではないほうなので、どちらかというと八雲がもっと良くできるようなことを、いつも考えていますので、ただあまり突飛するといろんな問題が起きるので、その辺、内部的に協議しながら、もちろん給付すること前提で条例制定へ向けて協議を進めたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

- ○4番(大久保建一君) 議長、大久保。
- ○議長(千葉 隆君) 大久保君。
- ○4番(大久保建一君) いずれの質問についても町長から前向きな発言をされましたので、心強く思っています。是非、炎上を怖がらないくらいの活躍を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(千葉 隆君) 以上で大久保建一君の質問は終わりました。 次に、三澤公雄君の質問を許します。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 八雲町役場は、働きやすい職場になっているのだろうか。

精神的な病気を理由に休んだ職員の数が令和4年は14人、令和5年は16人となっています。この値は、パワーハラスメントの防止等に関する指針という内部規定を施行して以降、最大の値です。

令和元年9月に、ハラスメント規定法を基に条例を作るべきと質問しましたが、答弁では、国や近隣自治体の動向を見ながら考える、先ほど大久保さんにも指摘されましたが、 とあります。答弁以降、どのような検討がなされているのか伺います。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) それでは三澤議員のご質問にお答えいたします。

八雲町では平成 26 年に、パワーハラスメントの防止等に関する指針を作成し、その後、令和2年6月の労働施策総合推進法の改正等に基づき、同年8月に指針を改正いたしました。また、令和4年4月にパワーハラスメントのない働きやすい環境づくりに向け、全職員にアンケートを実施し、その調査報告について職員に周知してきたところです。

議員ご質問のハラスメントの条例化の検討状況についてですが、地方自治研究機構が取りまとめた全国における条例化の状況については、職員によるハラスメントを対象として条例化している自治体数は、令和5年度末時点で4団体であり、また、北海道内で条例化している自治体はない状況であります。一方で、職員だけでなく市長や議員を対象に含めて条例化している自治体は48団体となっており、多くの自治体では条例化せず、規則、要綱、指針等によって運用している状況でありますので、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

ハラスメントの指針については、庁舎内のウェブ上で職員がいつでも見られる環境にあり、毎年、職員に指針を確認するよう周知しているところでありますが、職員個々にハラスメントについて学び、互いに意識してコミュニケーションを取っていくことが、活き活きとした働きやすい職場環境に繋がると考えておりますので、今後も指針の周知徹底を図るとともに、メンタルヘルス研修の充実や産業医による面談などを通じて、職員のメンタルヘルス対策を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 今ほかの作戦を考えていたら聞きそびれちゃったんだけれども、 もう一度確認します。道内も含めて、いくつも条例制定はしていないって答弁でしたか。
- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 町長の答弁では、職員を対象としたハラスメントに関しての条例化している団体数、これについては令和5年度末時点で全国で4団体と。北海道内で職員によるハラスメントを対象として条例化しているところはないという答弁でございます。

ただ、職員だけではなくて首長それから議会議員も対象に含めて条例化している自治体 は全国で48団体という内容となっております。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) すみません、繰り返し答弁してもらって。

本当にそうですね、そういうふうになっています。多くは首長提案より議員提案の条例 制定が多いんですが、北海道にもかなり報道された、大きく報道された議員がいますので、 私もその必要性は、僕らの側からも提案しないといけないと思って始めています。

この質問を提出して数日後に、八雲町職員の処分の記事がありました。一つは正しくパワハラということでしたが、このことで答えられる範囲で答えていただきたいんですが、その報道に書かれていた、部下への過大な叱責と他部署職員の悪口が継続的だった。そのほかにも相手方職員の作業時間を合意なく計測して職員に精神的な圧迫を与えたということが記事に書かれていましたが、こういったことでパワーハラスメントとして認定された故に処分されたと思いますが、どのような証拠の積み上げで、この方をハラスメントとして認定したのでしょうか。答えられる範囲で答えてもらいたいです。

なぜそれを聞くかというと、以前、僕がハラスメントで質問したときも、僕の調査対象 も、その近辺だったんです。それで同じような訴えを聞いて、相談できる方に相談してい ったんですが、ハラスメントとしては認められないという報告を受けていたものですから、 条例制定をもっと、指針ではないものがいいのかなと言って質問に結びついたんです。

だから報道に書かれていた内容と同じようなことを訴えたのに、過去には処分対象とならなくて、今回、対象となったということで、どのような、繰り返しますが確認される証

拠の積み上げはなされたんでしょうか。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) ただいまの、どのような証拠の積み重ねでというお話でございます。答えられる範囲で、申し訳ございませんがお願いいたします。

この処分をされた職員に関しては、総合病院のほうで勤務する職員ということで、そういった行為、言動についてですね、それは上司のほうからも注意をしてあったと。ただそれも繰り返し行いましたけども、なかなか改善されないということで、総合病院から町のほうに確認してくれというようなことで、総合病院でも一度確認をして、うちのほうでその報告を受けて、内容を確認した結果、これはハラスメントに該当するということで、うちの場合はそういったところ、ハラスメントと認定するのが懲戒処分審査会というところにかけてございますので、そこで審査していただいた結果、ハラスメントということの処分ということで、総合病院での聞き取り、そして役場での聞き取り、そして懲戒処分審査会での聞き取りということで、順を追って証拠を確認してきての処分となっております。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) やはり当事者からの訴えよりも、客観的にそれを裏付ける周囲の 証言とかが必要だったんだなと思いますが、この指針に書かれている「職員」という文言 なんですが、この職員というのは正職員が対象の言葉なんでしょうか、それとも臨時職員、 今でいう会計年度任用職員は対象外なんでしょうか。
- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 当町ではパワーハラスメント、それからセクシャルハラスメント、それから一般的にいうマタニティハラスメントという三つの指針を策定してございますが、これについては正職員のみならず、全ての職員ということで規定してございます。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 私もそういう認識ではいたんですが、先ほど申しました、その質問の根拠となったところの訴えられている方は、いわゆる臨時職員でした。会計年度任用職員。

そしてその証拠集めというか、いわゆる訴えている方と同じ立場への聞き取りではなくて、いわゆる上司にあたる職員の聞き取りをもって、そういうことは認められてないと、そういった行為は認めていないというような証言で取り上げられなかったと思うんですね。そのほかにも今回質問するにあたっても、この指針というものがあるんだということを、今回いろいろ聞き取りされた、聞き取り相手の会計年度任用職員さんに伺っても、複数の方が、そういった指針の存在は知らないという言い方をされていました。

最初の答弁でもハラスメントというのは、この指針を作って、それを徹底活用するため

に講習も開いて職員には周知されているということでしたが、ひょっとして職員と会計年度任用職員に、この指針の理解に濃淡があるんじゃないか、立場が弱いという認識をしていますから、そういった仕打ちを受けても仕方がないと、また契約のことを考えたら泣き寝入りせざるを得ないということも僕は頭をよぎって、今回、再度条例化、もっと強い、そしてさらに周知を徹底させるために条例化の必要性を思い質問しましたが、繰り返しますが、職員と会計年度任用職員というところに対応の差があるんじゃないかということを指摘します。どのように思いますか。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 濃淡といいますか、今ご質問にありました、指針の周知理解度に関しては、令和4年にアンケート調査をしました。やはりその中で指針を知っているかという質問に関しては、知っているという回答より、知らなかった、そういうものがあると知らなかったというような回答が多かったですから、改めて私たちも、こういった指針、それから相談窓口、こういったものを改めて職員に周知して、毎年、年度初めには周知しているところです。指針を確認するようにということで。

それからパワハラに関する研修も実施したり、施設内にポスター貼って目に触れるところで、そういったことは許さないという取り組みもやってまいりました。こういったものについては三澤議員がおっしゃるとおり、当初、理解度、そういったものは正職員と会計年度任用職員との差はないと思っていますが、やはり事実、アンケート調査をするとですね、そういった現象がありましたので、そこについては改めて毎年徹底していくというようなことで取り組みを進めたいと思います。

また、処分にあたっての、そういったパワハラの聞き取りですとか、そういった対応というのは職員と正職員とは差を設けるということはしてございませんので、客観的にご本人の主張、それから周りの方からのお話を聞いて、審査会のほうで審査するというかたちは変わりはございませんので、そこは濃淡はないということでお願いしたいと思います。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 今の答弁の中にアンケート調査をした段階で、まだ周知が足りなかったという事例がいくつかわかったと。わかったことによって対応されたということで、そこはこれから効果が出ることを信じていきたいと思いますが、そのアンケート調査も僕、調査した関係者からは締切りギリギリに配られたという認識をしていた方もいらしゃいましたし、部署によって、ハラスメントに対しての重要性の認識が足りないのかなというふうにも見受けられますから、是非、働きやすい職場を保証するというのが、ハラスメントのないということだと思うんですね。是非それを徹底してもらいたいと思います。

前置きはこの辺にして、なぜそのような、職員間で強い言葉の使い方だとか、相手が不 快に思うことを気にせず強い言葉、強い行動をしていくのかということを辿っていくと、 連続3期目を迎えている岩村町長の日頃の言動がですね、かなり初当選の頃から比べると 趣が変わってきているのではないかというところに、私としてはたどり着きます。

やはり上が下に対して範を示さなければいけないと思うので、是非これを機に、初当選時、僕が今思い出しても、役場の前にのぼりを立てて挨拶運動みたいなことを奨励したり、休み時間や就業終わってから応接室で若い職員が集まってもらって、ひざ詰めで意見交換、職員が何を考えているかということを一生懸命聞き取ろうとしていた、あの頃の岩村克詔の姿は、今の職員にとっては、今現在の岩村町長を見たときに、そんなことしていたんですかと言うくらい、ちょっと開きが出てきているのではないかと、私は見受けます。

是非、町長の日頃の職員に対する言葉づかい等も含めて、今以上に気を付けていただいて、ハラスメント防止等に関する指針の出番がないような職場づくりに、まずは自ら行動してもらいたいと思いますが、この指摘が全く外れているというなら、是非この場で私に言い返してもらいたいと思います。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 三澤議員ですね、最初は私も挨拶運動とかいろいろですね、若い職員とも話合いとかもしてきたなと改めて感じています。

ただこの言葉づかいについては当初から私は現場に出る人間でしたので声が大きい、言葉もどちらかというと浜言葉で、心よりは強く出てしまう、これは今でも毎度、反省しながら進んでいます。

ただ、若い職員との話し合いについても、今は、当初よりは、あまり触れ合う時間がなくなっているのが現状で、だんだん私も、今も全道の副会長や町村会の会長、いろんな役職がついて、なかなか役所にいる時間が、本当に6月についてもほとんどいない、なかなか触れ合う機会がないと、今、反省しています。ハラスメントについても特にパワーハラスメントについても、これは私は人間関係が一番大切なんだろうということで、改めて三澤議員さんの話も聞きながら、反省しながら、やはり若い職員、また会計年度任用職員、臨時職員の方々とも話し合いをしながら、意思疎通をしながら進めていくことがいいだろうと、今、感じていますので、その辺についてはこれから、なかなか先ほど言った時間が私も少ないですが、その中で変えながら、そういうことがないように気を付けてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) まがりなりにも認めていただいたので少しほっとしました。そんなことはないって切り替えされたときには、次はどういう矢を放とうかと思って躊躇していましたけども。時間がないからこそですね。役場にいる時間が少なかったら少ないほど、そのときに発せられる言葉、取った態度っていうのは貴重なものになりますから、是非、今の答弁を最大限活かして、行動、言葉づかいを変えていただきたいと思います。

町長の座右の銘に鶴田知也さんの言葉としてあると思いますが、「不遜なれば未来のこと ごとくを失う」という言葉をよく町長の口から聞きます。今まさにその言葉を自分の胸に しっかりと刻んで、取り返せるものは取り返しましょう。強烈なトップダウンの岩村町政のメリットは確かにありますが、日頃の仕事を自分たちの意見が反映されている政策の一つと思って取り組みことと、町長の命令で動いているという仕事の認識とでは、当然、出来上がりの、また作業中でのモチベーションも変わってくると思います。是非ですね、鶴田知也氏の言葉を改めて胸に刻んで、残りの任期中にイメージ刷新できるように強く思いますが、再度、町長の決意を伺いたいと思います。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 実際に、三澤議員ですね、私は多分、性格的には変わらないだろうということは認識しています。ただ基本的に私は人が嫌いではないので、人を言葉でそう言っても、私は本当にその人を嫌いだとか、そういうことでは絶対ないということは自分も自信を持っていますし、これ持った性格、三澤議員さんともいろいろやってきましたが、なかなかこの性格は変わらないと思っています。私も皆さんのいろんな意見もいただきながら、反省を日々しながら、なんとか変えていこうという気持ちを常に持ちながら進めています。

ただ、このトップダウンというのは、いろんな意見を聞きながらやっていますし、さらに瞬間瞬間、いつも腹の中に思っているのは、何もかにも、この町のためにということには、私は変わりないと思っています。ただそれが一生懸命やればやるほど強く出るのは、これは失敗したなということで反省をしながら、また触れるときには、職員に対しても、私はどちらかといったら、この間言い過ぎたってことを謝ったり、そんなことも繰り返しながらやっていきたいと思っていますし、ただ、今、三澤議員から指摘されたことについても、日々思いながら進めていきますので、また議員の皆さんも何かあったら、私のほうでちょっと、確かに議員の皆さんからも本当に議員の勉強会をやっても、町長この間の言い方悪いとか、この間こういうことがあったというのは、よく言ってもらっていますので、これからも議員の皆さんが多分職員よりは私に言いやすいんだろうと思っていますし、その辺については、これからも皆さんのご指導を貰いながらこの町が良い方向に向かって住みやすい明るい町になるように、全てそれ一途で働いてるということでご理解をいただきたいと思います。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 僕たち議員、私も筆頭かもしれませんが、人間関係ができているので、町長の多少の強い言葉でもよく解釈したりはできるけれども、職員の中には人間関係ができていない人が多いと思いますし、また町民なんかでも、岩村克詔という人物像を良く知らない人が多いと思います。取り返すチャンスがあるときはまだいいんです。

あえて先日起こったことを言いますが、今、カスハラというのが、お客さんに言われる という。私ある買い物に行って、店主にお話したいことがあったから、自分の買い物の会 計が終わった後にその店主と話し始めました。ほかにお客さんがいたことはわかっていま

した。でもそのお客さんは僕の判断としてはまだ品物を選んでいると思ったんです。何も サインを発していなかったから。その店主と話し始めてわずかな時間、そんなに経ってい ないと思いますが、「なんだてめぇ三澤」といきなり言われました。後ろに客がいるのがわ からないのかと。僕には先ほど言ったような認識があって、店主にも同じ認識があったん でしょう。でもそれはこちら側の認識なんですね。お客さんとしては次は自分の番だと思 って待っていたつもりだったらしいです。距離はありました。会計からも。でもそういう ことを言われました。おまえ自分のことが一番だと思っているんだろうと。そこは謝るし かないです、お店にも迷惑がかかりますから。自分がどう思っていたという反論すること は良くないとは思いましたが、人間弱いですね、最初はやっぱり言い訳をしました。でも すぐに、これはまずいと、相手がそう思ってしまった以上、もう取り返す場面は、この場 をどう相手をなだめるかしかない、次の機会はないと思いました。ただそこは本当に僕は 謝り続けて、彼らが会計が終わる姿を見送って、そのあとに店主にもお詫びして、その場 はそれっきりです。僕の考えているような言い訳だとか、また自分は決して誰よりも上の 一番だと思っていないだとか、そういう挽回するチャンスはめぐって来るかどうかはわか りません。それくらい、この相手がどう思うかということは非常に大切なことだと思うん ですね、上に立つもの、議員が上だとは思いませんが、町長は特に職責からいっても町の 代表ですから、そこから発せられる言葉、行動は、見た人、それに接した人がどう思いか を、今以上に考えていただかないといけないのかと思います。

最近のニュースでいったら新幹線の工事の遅れのことについて、あれは切り抜かれたんだと僕は思っていますが、非常に不愉快に思った町民や関係者の方が多くいたと思います。でも、あのこともやっぱり挽回するチャンスはそうそうないと思います。誤解、町長がもし誤解と思ったとしても、そのように私たちの立場は取り返すがチャンスはない。今発する言葉、今起こしたアクションがどう取られるかを、今以上に真剣に思って取り組んでもらいたいと思います。

先ほども心して、これから取り組むという答弁があったので、改めて、「不遜なれば未来 のことごとくを失う」という言葉を僕自身も重く受け止めますし、町長も是非胸に刻んで 行動してください。お願いします。終わります。

○議長(千葉 隆君) 以上で、三澤公雄君の質問は終わりました。 10分間、暫時休憩いたします。再開は11時10分からお願いします。

> 休憩 午前10時59分 再開 午前11時10分

○議長(千葉 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長(千葉 隆君) 日程第3、議案第1号 八雲町行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) それでは議案第1号についてご説明申し上げます。 議案書1ページになります。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号による情報連携が可能な事務を規定した番号法の別表第2が削除されたことから、条例中で同表を引用している規定を改正しようとするほか、個人番号利用事務の処理のための庁内連携に必要となる規定を追加しようとするものであります。

第2条は、新たに用語の意義として、第6号に特定個人番号利用事務、第7号に利用特定個人情報を追加するものであります。

第4条は、新たに第1項と第2項を追加し、既存の第1項と第2項を2項ずつ繰下げ、 それぞれ第3項と第4項にするもので、第1項の追加は、今回、新たに定める別表第1と 別表第2に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務を番号法第9 条第2項の規定に基づく、個人番号の独自利用を行う事務として定めるものであります。

第2項の追加は、別表第2に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲 げる特定個人情報について、庁内連携することができる旨を定めるものであります。

第3項は、法改正により番号法の別表第2が削除されたことに伴う引用規定の改正であります。

議案書2ページから3ページになります。

別表第1の追加は、番号法第9条第2項の規定に基づき、個人番号の独自利用を行う事務について設定するもので、別表第2の追加は、庁内連携ができる特定個人情報について設定するものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長(千葉 隆君) 日程第4、議案第2号 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求 めます。

- ○住民生活課長(相木英典君) 議長、住民生活課長。
- ○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(相木英典君) 議案第2号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書4ページをお開き願います。

このたびの改正は、令和5年12月22日に閣議決定がされました、こども未来戦略において、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、保育士・保育従事者の配置基準を、制度発足以来一度も改善されてこなかった4~5歳児について、2024年度から改善を図るなどとされたことにより、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行され、保育士及び保育従事者の配置基準が見直しされたため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容といたしましては、小規模保育事業所A型の保育士職員配置基準を規定している第29条第2項の児童数に対する保育士の配置基準について、第3号中、概ね20人につき1人を概ね15人につき1人とし、また第4号中概ね30人につき1人を概ね25人につき1人に改正しようとするものであり、同様に、小規模保育事業所B型の保育従事者職員配置基準を規定している第31条第2項及び、議案書5ページ、保育所型事業所内保育事業所の保育士職員配置基準について規定している、第44条第2項並びに小規模型事業所内保育事業所の保育従事者職員配置基準を規定している第47条第2項について、各条文中それぞれ第3号、概ね20人につき1人を概ね15人につき1人とし、それぞれ第4号、概ね30人につき1人を概ね25人につき1人に改正しようとするものであります。

なお、附則として、第1項でこの条例の施行日を公布の日からとするものであり、第2項でこの条例の適用について経過措置を定め、先ほどご説明いたしました改正条例中、各条第3号においては、当面の間 15 人とあるのは、改正前の 20 人と、各条第4号においては、当面の間 25 人とあるのは、改正前の 30 人とする経過措置を設けるものであります。

また、附則第3項については、附則第2項で経過措置を定める期間内においても、各保育事業者は、改正後の基準を満たす保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならないと規定するものであります。

以上、議案第2号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) 国が決めたことですので、質問してもどうしようもないんですが、お願いです。今でさえ保育士が足りなくて園児を入れられないという八雲町の現状、だからこれが、これからもっと拡大して全ての保育園にこういうことが活かされていくんだと思いますが、是非、家賃の助成はされていましたが、今年から。それ以前に保育士募集に対して八雲町としても是非、協力して力を入れてあげてほしいなと思います。家賃以前の問題で、本当に保育士確保が今すごい大変なんですね。だから一人ひとりを大事に見るって姿勢は大賛成ですが、その前に保育士をちゃんと確保できるような、そんな施策も本当は国としてやってほしいけれども、国はそういうところを見ないで、こういうところばかりなので、是非、足りない分を町として補っていただけたら助かります。以上です。
- ○住民生活課長(相木英典君) 議長、住民生活課長。
- ○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(相木英典君) 今この場で具体的にどのような支援を行うかということは申し上げられませんが、今、議員さんがおっしゃられたことを内部的に検討して、どのような、募集にあたっての町としての支援ができるかということを検討させていただきまして、今後に繋げさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(千葉 隆君) ほかにございませんか。
- ○3番(横田喜世志君) 議長、横田。
- ○議長(千葉 隆君) 横田君。
- ○3番(横田喜世志君) 経過措置での当分の間という、この当分の間の期間というのは、 どれくらいを設定しているんですか。
- ○住民生活課長(相木英典君) 議長、住民生活課長。
- ○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(相木英典君) この当分の間の期間、解釈ですが、これについては期間が定められてないということになりますので、その法律、条例が改正されるまで附則が削除されるまでとなると思います。
- ○議長(千葉 隆君) ほかにございませんか。
- ○議長(千葉 隆君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第5、議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○建設課長(藤田好彦君) 議長、建設課長。
- ○議長(千葉 隆君) 建設課長。
- ○建設課長(藤田好彦君) 議案第4号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。 概要説明書1ページをご覧願います。

本件は、関内地区地域会館新築工事(建築主体)について、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、議案書 11 ページをご覧願います。工事請負契約を締結する内容になりますが、 1 工事の種類は、関内地区地域会館新築工事(建築主体)で、工事内容は関内地区地域会館、木造平屋建て、延べ床面積 278.23 ㎡の新築工事となっております。 2 契約の方法は、地域限定型一般競争入札により 5 月 23 日に執行したもので、 3 契約の金額は 1 億 887 万 8 千円で、 4 契約の相手方は高橋・熊谷特定建設工事共同企業体、代表者二海郡八雲町住初町 117 番地、高橋組土建株式会社 代表取締役 高橋米子氏であります。 5 工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、 6 契約の締結の時期は、令和 6 年 6 月中で、本定例会において議決をいただいたのちといたし、工期につきましては契約日より令和 6 年 12 月 10 日までであります。

以上で、議案第4号工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくお願い します。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第5号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第6、議案第5号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○建設課長(藤田好彦君) 議長、建設課長。
- ○議長(千葉 隆君) 建設課長。
- ○建設課長(藤田好彦君) 議案第5号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。 概要説明書1ページをご覧願います。

本件は、小中学校冷房設備設置工事八雲小学校について、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、議案書 12 ページをご覧願います。工事請負契約を締結する内容になりますが、1工事の種類は、小中学校冷房設備設置工事八雲小学校で、工事内容は町内小中学校の冷房設備を整備する事業となっており、本工事につきましては 八雲小学校分 56 台のエアコンを設置する工事となっております。 2 契約の方法は、地域限定型一般競争入札により、5月23日に執行したもので、3 契約の金額は8,085万円で、4 契約の相手方は、北栄・三河 特定建設工事 共同企業体、代表者二海郡八雲町栄町1番地の 28、株式会社北栄電気工業 代表取締役 鍵谷順一氏であります。5 工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6 契約の締結の時期は、令和6年6月中で、本定例会において議決をいただいたのちといたし、工期につきましては、契約日より令和6年11月25日までであります。

以上で、議案第5号工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくお願いします。

- ○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 八雲小学校の分、56 台分という説明でしたが、ほかの小学校、そして八雲中学校を除く中学校の分の進み方はどうなっているのかを聞きたいのと、なぜ八雲小学校が先なんだろうか。地域的なバランスを考えたときに八雲中学校は大規模改修で冷暖房のエアコンを付けていました。そのときに我々議会人としては、そのほかの小学校・中学校に付けるという発想が、そのとき八雲中学校に冷暖房を付けて良かったねということで安心してしまったって悔いが残っているんですが、地域的なことを考えた場合に、他の地区の落部だとか野田生だとか、また熊石だとか、そういった地域バランスを考えることもあったと思うんでしょうが、なぜ八雲小学校だったのかも、あわせてお聞きします。○議長(千葉 隆君) 三澤議員、この議案は今この議案の契約に対する質問ですけれども、以外ということで、認識としてはこの契約に関する質疑を問う場面ですので、質問内

容がそれ以外の部分ですから、暫定的に質問を許しますが、理解をしていただきたいと思います。

- ○建設課長(藤田好彦君) 議長、建設課長。
- ○議長(千葉 隆君) 建設課長。
- ○建設課長(藤田好彦君) まず、なぜ八雲小学校が先行かということですが、5月23日の入札に関してはですね、八雲小学校がまずは1つの工区、まず町内全体で5工区に分けてというかたちで進めています。というのは一括で発注すると相当時間がかかるということで、いくらかでも早く並行して進めたいということで、まず5工区に分けています。

先行で台数の多い八雲小学校、それと熊石の小学校、中学校ということでもう1工区、これ同時に5月23日に発注しています。やっぱり熊石の場合は八雲より気温が高いということで台数が多い八雲小学校と、あと暑い熊石の小中学校ということで二本、5月23日に発注しています。それで残りの学校は追って6月20日が入札予定と予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

追加で補足いたしますが、今回、八雲小学校分は5千万円以上の議決がいるという報告になりまして熊石小学校、中学校はそれ以下の金額なのでご報告のほうはしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 降君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第6号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第7、議案第6号 財産の取得についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。
- ○建設課長(藤田好彦君) 議長、建設課長。
- ○議長(千葉 隆君) 建設課長。
- ○建設課長(藤田好彦君) 議案第6号、財産の取得についてご説明いたします。 概要説明書1ページをご覧願います。

本件は、除雪及び維持作業に使用する除雪ダンプトラック 10 t 級 1 台の購入について、 5月22日に入札を執行し、落札した業者との物品購入契約の締結にあたり、地方自治法 第 96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、議案書13ページをご覧願います。

物品購入契約を締結する内容になりますが、1 財産の種類及び数量は、除雪ダンプトラック 10 t 級 1 台であります。 2 取得の方法は、契約の定めるところによるもので、納期は令和 7 年 3 月 21 日であります。 3 取得金額は 4, 548 万 5 千円、 4 取得の相手方は、北斗市清水川 142 番の 5、北海道いすゞ自動車株式会社函館支店 支店長 吉田博志氏であります。

以上で、議案第6号、財産の取得についての説明といたします。よろしくお願いします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第7号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第8、議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。
- ○会計課長(佐藤 尚君) 議長、会計課長。
- ○議長(千葉 隆君) 会計課長。
- ○会計課長(佐藤 尚君) それでは議案第7号、財産の取得についてご説明いたします。 議案書 14 ページをご覧願います。

本件は、業務用パソコン一式を購入することについて、5月22日に入札を執行し、落札 した業者との物品購入契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議 決を求めようとするものであります。

1取得する財産の種類及び数量は、業務用パソコン一式であります。業務パソコン一式の内容ですが、モバイルノート型パソコン 300 台、パソコンモニター300 台、キーボード・マウス 300 台、パソコンスタンド 289 台、ノートパソコン縦置きスタンド 11 台、HDM I変換アダプタ 70 個であります。 2取得の方法は契約の定めるところによります。 3取得の金額は 2,993 万 6,500 円で、納期は令和 6 年 8 月 30 日であります。 4取得の相手方は、二海郡八雲町富士見町 8 番地、美影写真館 紺野和徳であります。なお、本件は本日議会の議決をいただいた後、本契約を交わすものであります。

以上、議案第7号 財産の取得についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第8号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第9、議案第8号 財産の取得についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。
- ○会計課長(佐藤 尚君) 議長、会計課長。
- ○議長(千葉 隆君) 会計課長。
- ○会計課長(佐藤 尚君) それでは続きまして議案第8号財産の取得についてご説明いたします。議案書 15ページをご覧願います。

本件は、小中学校校務用パソコン 158 台を購入することについて、5月 22 日に入札を執行し、落札した業者との物品購入契約の締結にあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1 取得する財産の種類及び数量は、小中学校校務用パソコン 158 台であります。 2 取得の方法は契約の定めるところによります、 3 取得の金額は 1,178 万 3,640 円で、納期は令和 6 年 8 月 30 日であります。 4 取得の相手方は、二海郡八雲町富士見町 8 番地、美影写真館 紺野和徳であります。

なお、本件は本日議会の議決をいただいた後、本契約を交わすものであります。

以上、議案第8号財産の取得についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

- ○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。
- ○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。
- ○2番(佐藤智子君) 入札は何社だったんですか。

- ○会計課長(佐藤 尚君) 議長、会計課長。
- ○議長(千葉 隆君) 会計課長。
- ○会計課長(佐藤 尚君) 入札については町内物品購入等登録業者から事務用機器取扱業者ということで、5社でやらせていただいております。
- ○議長(千葉 隆君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第9号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 10、議案第 9 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○住民生活課長(相木英典君) 議長、住民生活課長。
- ○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。
- 〇住民生活課長(相木英典君) 議案第9号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更 について、ご説明申し上げます。

議案書16ページをお願いいたします。

本件は、北海道後期高齢者医療広域連合の規約の変更について協議するため、地方自治 法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めようとす るものでございます。

このたびの規約の変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、規約上規定している、広域連合と市町村が行う事務の分担について変更するため、また、それに伴う関係規定の整備を行うため、規約を変更するものであります。

改正前の規約第4条において、条文前段で広域連合の行う事務について定め、後段において市町村が行う事務を別表第1で定めることとしておりましたが、それを、広域連合が行う事務の規定を変更し、また、市町村が行う事務の規定及び別表1について削除し、別表1が削除されたことに伴い、別表2を別表にあらためるものであります。

附則としまして、施行期日を北海道知事の許可の日からとしております。

以上、簡単ではありますが、議案第9号の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第11 議案第10号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 11、議案第 10 号 辺地に係る総合整備計画の変更について を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 財務課長。
- ○財務課長(川崎芳則君) 議案第10号、辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明いたします。

議案書18ページをお願いいたします。

本件は、公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する、辺地対策事業債を活用するにあたり、辺地に係る財政上において、現時点の各事業執行計画での事業費及び辺地債の充当可能額などが、現行の辺地総合整備計画に登載の各事業の計画額を上回る、または現行の計画に掲載されていない新たな事業を実施するため、辺地総合整備計画を変更する場合、同法第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議を得る必要があり、その協議が令和6年5月13日付で整ったことから同項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回、変更しようとする辺地総合整備計画の内容についてご説明いたします。 議案書 19ページをお願いいたします。

変更しようとする辺地総合整備計画は、2か所の辺地に係る令和2年度から令和6年度 及び1か所の辺地に係る令和4年度から令和8年度にかけて辺地対策事業債を活用して整 備しようとする事業で、表内の括弧内に記した事業費及び財源内訳の数値が変更後であり ます。

第1に熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、 上から2段目、経営近代化施設・農地耕作条件改善事業は、令和4年度から6年度に計画 する熊石折戸町地区農業用排水路整備であり、工事単価の変更等により、現時点において 計画事業費に乖離が生じており、事業費を 3,653 万円から 8,030 万円に、辺地債を 760 万円から 1,670 万円に変更しようとするものであります。

議案書20ページ上段の表をお願いします。

第2に熊石関内町と熊石西浜町一帯で設定する熊石関内辺地であり、上から3段目、集会施設・地域会館新築事業は、令和5年度から6年度に計画する関内地区地域会館整備であり、工事単価の変更等により、現時点において計画事業費に乖離が生じており、事業費を1億1,815万7千円から2億5,962万7千円に、辺地債を1億1,590万円から2億5,150万円に変更しようとするものであります。

次に4段目、消防施設・消防格納庫整備事業は、令和5年度から6年度に計画する関内地区消防格納庫整備で、関内地区地域会館と一体的に整備するもので、同様に工事単価の変更等により、現時点において計画事業費に乖離が生じており、事業費を3,300万4千円から4,045万1千円に、辺地債を3,290万円から4,030万円に変更しようとするものであります。

同じく議案書20ページ下段の表をお願いします。

第3に上八雲、富咲、鉛川一帯で設定する上八雲辺地であり、1段目、道路・上八雲1号橋長寿命化事業は、令和4年度から7年度に計画する上八雲地区の上八雲1号橋の修繕整備であり、工事単価の変更等により、現時点において計画事業費に乖離が生じており、事業費を3,120万円から7,486万円に、辺地債を1,210万円から2,950万円に変更しようとするものであります。

次に4段目、道路・地蔵橋長寿命化事業は令和6年度から7年度に計画する富咲地区の 地蔵橋の修繕整備であり、事業費2,630万円に対し、辺地債1,040万円を活用するものと し、新たに追加しようとするものであります。

最後に5段目、産業農道・鉛川原野線整備事業は、令和4年度から令和7年度に計画する町道鉛川原野線の農道安全対策工事を行う事業でありますが、工事単価の変更等により、現時点において計画事業費に乖離が生じており、事業費を5,787万円から1億2,323万6千円に、辺地債を5,760万円から1億2,300万円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第 10 号、辺地に係る総合整備計画の変更についての説明といたします。よ ろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第12 議案第11号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 12、議案第 11 号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○政策推進課長(川口拓也君) 議長、政策推進課長。
- ○議長(千葉 隆君) 政策推進課長。
- 〇政策推進課長(川口拓也君) 議案第11号、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変 更についてご説明いたします。

議案書 21 ページでございます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第8条第1項の規定に基づき策定いたしました、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の一部に変更が必要となり、当該変更に係る北海道との協議がこのたび整いましたので、同法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

このたびの変更は、新たに、①大新地区、水道施設整備事業、熊石地区、簡易水道整備事業、最終処分場整備事業、旧国立病院建物解体事業、熊石デイサービスセンター外部改修事業、八雲総合病院電話交換機更新事業、公民館機能を有する部分の新庁舎等建設事業の以上、全7事業の財源として、過疎対策事業債の適用を受けようとするためのものであり、計画書の変更内容につきましては、議案書 22 ページから 25 ページの、変更後の欄に下線を引いてお示しのとおり、ただいま申し上げました事業名、事業内容等をそれぞれ追加するものであります。

また、このたびの変更では、議案書 22ページ、区分の欄、上段、2移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成の項目、並びに議案書 25ページ、区分の欄、中段、12 再生可能エネ ルギーの利用の推進項目に掲げる内容につきましても、現行の公共施設等総合管理計画等 との整合を図るため改めるものであり、これまではそれぞれ、今後も関連公共施設等の整 備予定はなしといった内容としてまいりましたが、変更後は、地域特性等を考慮した上で 関連施設等の購入・導入などを検討していくといった内容に改めるものでございます。

以上、簡単でありますが、議案第 11 号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
- ○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。
- ○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。
- ○2番(佐藤智子君) 23ページの7と24ページの8に関わりますが、熊石デイサービスセンターの外部改修事業っていうのが総合計画の中に記載されていたのかを確認したいのと、これはいつまでに行う計画なんでしょうか。

- ○政策推進課長(川口拓也君) 議長、政策推進課長。
- ○議長(千葉 隆君) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(川口拓也君) 総合計画のですね、実施計画のほうには掲載されている かと思います。今、手元にないんですが、こちらの事業は両事業とも、今年度、実施する 予定としています。
- ○議長(千葉 隆君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 散会宣告

○議長(千葉 隆君) 以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。 本日はこれをもって散会といたします。

次の会議は、明日午前10時の開議を予定いたします。

〔散会 午前11時55分〕